

マリレジャーに関する安全情報など様々な情報をお届けします！

海の事故情報 1月のマリレジャーに伴う海難発生状況

「船舶海難」が1件、「海浜事故」が1件ありました。

【船舶海難】(機関故障)

- ▶ 1月14日(水)、石巻湾で遊漁中の遊漁船(5.9ト、乗船者6名)から「機関が故障し、航行不能となった。救助願う。」と118番通報がありました。宮城海上保安部では、巡視艇を急行させ、海上保安官が同船に移乗しました。船長(69歳、男性)の説明によれば、「クラッチが前進に入らなくなった。」とのことで、海上保安官が機関室内に入って確認したところ、クラッチワイヤーが切断していることが判明し、機関室内でクラッチを操作することで前後進が可能であることから応急措置により、自力航行で塩釜港に入港しました。乗船者にケガ等異常はありませんでした。



【海浜事故】(岸壁からの転落)

- ▶ 1月14日(水)、県警本部から「大蛇漁港で釣り人が海に落ちたとの情報が入った。」と八戸海上保安部に通報がありました。事故者(68歳、男性)は息子と二人で釣りをしていたが、父親の姿が見当たらないことに気付いた息子が付近を捜索し、また付近にいた他の釣り人の協力を得て捜索するも見つからないことから、知人を介して110番通報したとのことでした。八戸海上保安部では直ちに巡視艇を急行させる



青森県三戸郡階上町大蛇漁港

とともに、第二管区海上保安本部に対して航空機による捜索も要請し、現場海域では巡視艇や警備艇による捜索のほか消防ダイバーによる潜水捜索を実施、上空からは海保ヘリ及び県警ヘリによる捜索、陸上からは警察・消防のほか地元消防団・漁業者等の協力を得て15日まで捜索するも発見に至らず、捜索してから3日目の16日、海底捜索中の民間ダイバーが消波ブロックに挟まれた同人を遺体で発見しました。残念ながら救命胴衣は着用していませんでした。

釣り人の海浜事故（岸壁等からの転落）は、昨年（平成 26 年）9 月から連続して発生しております。

昨年 9 月に 3 件（死亡者なし）

10 月に 1 件（死亡者なし）

11 月に 2 件（1 名死亡）

12 月に 2 件（死亡者なし）

今年 1 月に 1 件（1 名死亡）

9 件発生

2 名死亡

すべてが「救命胴衣未着用」

お亡くなりになったお二方には大変お気の毒ですが、もしかしたら「救命胴衣を着用していたら助かったのではないか。」と思われる事案でもありました。

救助された方々も低体温症で入院した人・擦過傷を負った人などいましたが、海中転落してから救助されるまでの間、一時は自身の身の危険を感じたことでしょう。

太公望の誰しもは、大物・大漁を願望し、想像もし、無事故で帰宅、そして家族の笑顔を待ち望んでいるはずです。これらは、一つの事故の発生により壊滅するほどのオオゴトなのです。

太公望の皆様、今一度考えて見てください。事故が起きたことを自身に置き換えてみて、救命胴衣着用が如何に大事で必要なことなのか。そして無事に帰宅すること、家族に笑顔で迎えてもらうことを。

ワンポイント講座 『航法』について ~その3~

前々号 28 号（平成 27 年 1 月）「海上衝突予防法」、前号 29 号（平成 27 年 2 月）「海上交通安全法」にまたまた引続き、その 3 として“交通三法”である「港則法」について説明します。

港則法（抜粋）は以下のとおりです。

港則法（昭和 23 年 7 月 15 日法律第 174 号）

「第 1 章 総則」及び「第 3 章 航路及び航法」から抜粋

第 1 章 総則

（法律の目的）

第 1 条 この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

（港及びその区域）

第 2 条 この法律を適用する港及びその区域は、政令で定める。

政令 港則法施行令（昭和 40 年 6 月 22 日 政令第 219 号）

（港及びその区域）

第 1 条 港則法（以下「法」という。）第 2 条の港及びその区域は、別表第 1 のとおりとする。

別表第 1 (第 1 条関係)

東北地区のみ掲載、他都道府県は省略

都道府県	港 名	港 の 区 域
青森県	深浦	入前埼から行合埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鱒ヶ沢	弁天埼を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び明海橋下流の中村川水面
	小泊	弁天埼から七ツ石埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小泊橋下流の小泊川水面
	三厩	厩石を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び増川橋下流の増川川水面
	平館	北防波堤突端 (北緯 41 度 9 分 33 秒 東経 140 度 38 分 28 秒) を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面
	青森	鼻繰埼から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石森橋下流の堤川水面
	小湊	安井埼から金附埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雷電橋下流の汐立川水面
	野辺地	野辺地町と平内町との境界海岸 (北緯 40 度 53 分 10 秒 東経 141 度 5 分 5 秒) から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに野辺地橋下流の野辺地川水面
	大湊	大湊港下北防波堤灯台 (北緯 41 度 16 分 31 秒 東経 141 度 10 分 33 秒) から 222 度 2,200 メートルの地点を中心とする半径 3,600 メートルの円内の海面及び下北橋下流の田名部川水面
	川内	川内橋西端 (北緯 41 度 11 分 52 秒 東経 140 度 59 分 31 秒) を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び同橋下流の川内川水面
	脇野沢	脇野沢川導水堤突端を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面並びに脇野沢川脇野沢橋及び瀬野川瀬野橋各下流の河川水面
	佐井	佐井港北防波堤灯台 (北緯 41 度 26 分 11 秒 東経 140 度 51 分 38 秒) から 227 度 30 分 485 メートルの地点を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面
	大間	大間港西防波堤灯台 (北緯 41 度 31 分 54 秒 東経 140 度 54 分 11 秒) から 192 度 525 メートルの地点を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面
	大畑	大畑港東防波堤灯台 (北緯 41 度 24 分 50 秒 東経 141 度 10 分 8 秒) から 162 度 180 メートルを中心とする半径 1,800 メートルの円内の海面及び大畑橋下流の大畑川水面
尻屋岬	弁天島島頂 (21 メートル) を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面	

青森県	むつ 小川原	棚ノ沢三角点(12メートル)(北緯41度1分32秒 東経141度22分57秒)から172度30分1,960メートルの地点から90度5,290メートルの地点まで引いた線、同地点から177度9,980メートルの地点まで引いた線、同地点から238度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、尾鮫沼水面並びに同三角点から270度4,680メートルの地点から180度に引いた線以東の鷹架沼水面
	八戸	日出岩(3.3メートル)(北緯40度32分46秒 東経141度33分59秒)から180度に引いた線、同地点から319度30分3,800メートルの地点まで引いた線、同地点から305度3,920メートルの地点まで引いた線、同地点から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、新井田川湊橋及び馬淵川新大橋各下流の河川水面並びに旧馬淵川水面
岩手県	久慈	丑島三角点(63メートル)(北緯40度13分6秒 東経141度50分4秒)から90度1,300メートルの地点まで引いた線、同地点から180度4,500メートルの地点まで引いた線、同地点から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湊橋下流の久慈川水面
	八木	八木港導灯(前灯)(北緯40度20分46秒 東経141度45分50秒)を中心とする半径900メートルの円内の海面
	宮古	館ヶ崎(北緯39度38分49秒 東経141度59分)から177度20分2,200メートルの地点まで引いた線、同地点から牛鼻(北緯39度36分42秒 東経141度57分50秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮古橋下流の閉伊川水面
	山田	小島東端から伝作鼻及び熊ヶ崎東端まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに大沢川門坂橋及び関口川宝来橋各下流の河川水面
	大槌	七戾崎から雀島南端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面並びに大槌川大槌大橋及び小槌川小槌橋各下流の河川水面
	釜石	釜石港湾口北防波堤灯台(北緯39度15分32秒 東経141度55分54秒)から343度1,035メートルの地点から142度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに矢ノ浦橋下流の甲子川水面
	大船渡	コオリ崎灯台(北緯39度1分6秒 東経141度45分30秒)から碁石崎灯台(北緯38度59分10秒 東経141度44分30秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに川口橋下流の盛川水面
	広田	大森山三角点(146メートル)(北緯38度57分20秒 東経141度42分26秒)から257度700メートルの地点を中心とする半径1,200メートルの円内の海面

宮城県	気仙沼	上段灯台(北緯 38 度 52 分 48 秒 東経 141 度 36 分 17 秒)から 162 度 30 メートルの地点から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	志津川	荒島南端から 228 度に引いた線、同島北端から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡川汐見橋及び新井田川本浜橋各下流の河川水面
	女川	大貝埼からアゴシマ南西端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面
	鮎川	清埼から 139 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	荻浜	狐穴埼から割石埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	渡波	尾埼から 333 度に引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面
	石巻	下台三角点(3.3 メートル)(北緯 38 度 24 分 49 秒 東経 141 度 14 分 23 秒)から 232 度 30 分 270 メートルの地点から 161 度 3,900 メートルの地点まで引いた線、同地点から 83 度 5,800 メートルの地点まで引いた線、同地点から 0 度 1,480 メートルの地点まで引いた線、同地点から 85 度 2,700 メートルの地点まで引いた線、同地点から 354 度 30 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、東内海橋及び西内海橋下流の旧北上川水面並びに北緯 38 度 25 分 5 秒の線以南の定川水面
仙台塩釜	腕埼(北緯 38 度 21 分 5 秒 東経 141 度 3 分 57 秒)から 117 度 5,600 メートルの地点まで引いた線、同地点から 109 度に引いた線、唐戸島南端から 209 度 9,200 メートルの地点まで引いた線、同地点から 277 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに貞山橋以北の貞山堀水面	
秋田県	象潟	小澗埼を中心とする半径 2,000 メートルの円内の海面及び腰丈橋下流の象潟川水面
	金浦	金浦港灯台(北緯 39 度 15 分 22 秒 東経 139 度 54 分 41 秒)を中心とする半径 3,600 メートルの円内の海面及び下北橋下流の田名部川水面
	平沢	芹田埼から 23 度 3,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	本荘	子吉川口右岸突端を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面及び由利橋下流の子吉川水面
	秋田船川	鷓ノ埼(北緯 39 度 51 分 29 秒 東経 139 度 49 分 16 秒)から 129 度 3,300 メートルの地点まで引いた線、同地点から 65 度 7,660 メートルの地点まで引いた線、同地点から 135 度 5,950 メートルの地点まで引いた線、同地点から 167 度 12,300 メートルの地点まで引いた線、同地点から 77 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旧雄物川水面
	戸賀	弁天岬を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面

秋田県	北浦	八斗埼から 90 度 2,000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに北浦門前橋下流の賀茂川水面
	能代	能代三角点(24 メートル)(北緯 40 度 12 分 43 秒 東経 140 度 1 分 15 秒)から 212 度 30 分 4,660 メートルの地点から 277 度 4,330 メートルの地点まで引いた線、同地点から 13 度 30 分 2,560 メートルの地点まで引いた線、同地点から 102 度 30 分 1,260 メートルの地点まで引いた線、同地点から 17 度 5,410 メートルの地点まで引いた線、同地点から 100 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに米代川能代橋下流の河川水面
山形県	酒田	日和山三角点(32 メートル)(北緯 38 度 55 分 11 秒 東経 139 度 49 分 49 秒)から 323 度 1,600 メートルの地点を中心とする半径 3,450 メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ 10 度及び 190 度に引いた線以西の部分並びに陸岸により囲まれた海面並びに新内橋下流の新井田川水面
	加茂	鉄砲埼を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面
	由良	由良港倉泉岩灯標(北緯 38 度 43 分 28 秒 東経 139 度 40 分 25 秒)から 164 度 30 分に引いた線、同灯標から 76 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鼠ヶ関	鼠ヶ関灯台(北緯 38 度 33 分 30 秒 東経 139 度 32 分 23 秒)から沖ノ芽西端まで引いた線、同地点から 10 度 1,250 メートルの地点まで引いた線、同地点から 90 度 480 メートルまで引いた線、同地点から沖平島北端(北緯 38 度 34 分 4 秒 東経 139 度 32 分 48 秒)まで引いた線同地点から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福島県	相馬	松川崎三角点(30 メートル)(北緯 37 度 49 分 28 秒 東経 140 度 58 分 41 秒)を中心とする半径 1,600 メートルの円弧のうち同三角点からそれぞれ 73 度 30 分及び 263 度に引いた線以南の部分、同三角点から 73 度 30 分 1,600 メートルの地点から 342 度 30 分 5,730 メートルの地点まで引いた線、同地点から 257 度 2,040 メートルの地点まで引いた線、同地点から 190 度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
	四倉	四倉港東防波堤灯台(北緯 37 度 6 分 29 秒 東経 141 度 6 秒)から 294 度 615 メートルの地点を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面
	江名	安竜三角点(81 メートル)(北緯 36 度 57 分 59 秒 東経 140 度 56 分 57 秒)から 29 度 195 メートルの地点を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面中いわき市江名と同市折戸との境界海岸(北緯 36 度 57 分 47 秒 東経 140 度 57 分 19 秒)から 136 度に引いた線以北の部分

福島県	中之作	安竜三角点から 29 度 195 メートルの地点を中心とする半径 1,500 メートルの円内の海面中江名港の区域に属する部分を除いた海面
	小名浜	下神白三角点(46 メートル)(北緯 36 度 56 分 19 秒 東経 140 度 55 分 12 秒)から 173 度 2,590 メートルの地点まで引いた線、同地点から 250 度 4,330 メートルの地点まで引いた線、同地点から 313 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに玉川橋下流の藤原川水面

(定義)

第 3 条 この法律において「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

2 この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船が常時出入する港であって政令で定めるものをいう。

政令 港則法施行令(昭和 40 年 6 月 22 日 政令第 219 号)

(特定港)

第 2 条 法第 3 条第 2 項に規定する特定港は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 2 (第 2 条関係) 東北地区のみ掲載、他都道府県は省略

都道府県	特 定 港
青森県	青森、むつ小川原、八戸
岩手県	釜石
宮城県	石巻、仙台塩釜
秋田県	秋田船川
山形県	酒田
福島県	小名浜

第 2 章 入出港及び停泊

第 4 条～第 11 条 省略

第 3 章 航路及び航法

(航路)

第 12 条 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、国土交通省令で定める航路(次条から第 37 条まで及び第 37 条の 3 において単に「航路」という。)によらなければならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

国土交通省令 港則法施行規則(昭和 23 年 10 月 9 日 運輸省令 29 号)

(航路)

第 8 条 法第 12 条の規定による特定港内の航路は、別表第 2 のとおりとする。

別表第2(第8条関係)

東北地区のみ掲載、他都道府県は省略

港の名称	航 路 の 区 域		特定条件
青森	第1号の地点から第2号の地点まで引いた線と第3号の地点から第5号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 1 新北防波堤東端から264度1,400メートルの地点 2 新北防波堤東端から340度1,715メートルの地点 3 新北防波堤東端から277度1,930メートルの地点 4 新北防波堤東端から290度1,555メートルの地点 5 新北防波堤東端から329度30分1,880メートルの地点		総トン数500ト未満の船舶は、本航路によらないことができる。
八戸	東航路	八戸港白銀西防波堤東灯台(北緯40度32分16秒 東経141度32分48秒)から305度300メートルの地点まで引いた線及び同灯台から180度110メートルの地点まで引いた線と白銀北防波堤屈曲部と八戸港白銀北防波堤灯台(北緯40度32分22秒 東経141度32分53秒)との間の同防波堤、同灯台から305度255メートルの地点まで引いた線及び同防波堤屈曲部南西角から180度250メートルの地点まで引いた線との間の海面	
	西航路	八戸港白銀西防波堤西灯台(北緯40度32分18秒 東経141度32分3秒)から146度270メートルの地点及び同灯台から170度30分320メートルの地点からそれぞれ317度30分400メートルの地点まで引いた線との間の海面	
仙台塩釜	第1号の地点から第5号の地点までを順次結んだ線と第6号の地点から第10号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 1 地藏島灯台(北緯38度19分22秒 東経141度4分16秒)から268度2,290メートルの地点 2 地藏島灯台から278度30分365メートルの地点 3 地藏島灯台から217度50メートルの地点 4 地藏島灯台から98度2,560メートルの地点 5 地藏島灯台から109度30分4,830メートルの地点 6 地藏島灯台から264度30分2,285メートルの地点 7 地藏島灯台から258度380メートルの地点 8 地藏島灯台から200度180メートルの地点		

	9 地蔵島灯台から 101 度 2,535 メートルの地点	
	10 地蔵島灯台から 111 度 4,850 メートルの地点	

第 13 条 船舶は、航路内においては、左の各号の場合を除いては、投びようし、又はえい航している船舶を放してはならない。

- 1 海難を避けようとするとき。
- 2 運転の自由を失ったとき。
- 3 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- 4 第 31 条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

(航法)

第 14 条 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。

- 2 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。
- 3 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。
- 4 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。

第 14 条の 2 省略。

第 15 条 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会う虞のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。

第 16 条 船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。

- 2 帆船は、港内では、帆を減じ又は引船を用いて航行しなければならない。

第 17 条 船舶は、港内においては、防波堤、ふとうその他の工作物の突端又は停泊船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない。

第 18 条 雑種船は、港内においては、雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

- 2 総トン数が 500 トを超えない範囲内において国土交通省令で定めるトン数以下である船舶であって雑種船以外のもの(以下「小型船」という。)は、国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。
- 3 小型船及び雑種船以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、国土交通省令で定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

国土交通省令 港則法施行規則(昭和 23 年 10 月 9 日 運輸省令 29 号)

第 8 条の 3 法第 18 条第 2 項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、京浜港、名古屋港、四日市港(省略。)阪神港(省略。)及び関門港(省略。)とし、同項の国土交通省令の定めるトン数は、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数 500 ト、関門港においては総トン数 300 トとする。

第 8 条の 4 法第 18 条第 3 項の国土交通省令で定める様式の標識は、国際信号旗数字旗 1 とする。

第 19 条 省略。

ワンポイント講座『航法』ということで、交通三法と呼ばれる

1 海上衝突予防法 2 海上交通安全法 3 港則法

を第 28 号（平成 27 年 1 月）～第 30 号（平成 27 年 3 月）にわたり、長編を掲載してしまいました。法律なので難しいと思うところはあるかもしれませんが、自身が操船していることをイメージして読み込んでみてください。決して難儀ではありません。船舶交通のルールを理解し、適切な見張りとお船によりルールに基づいた航法を執りますれば、衝突・乗揚げ等の海難の発生は、皆無と信じております。

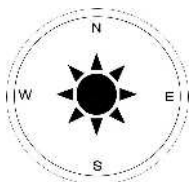
海難防止活動

第二管区海上保安本部では、海での事故が増加しておりますので、引き続き、事故防止の指導、周知啓発活動を強化しています。【活動実施中！！です。】

(1) 11 月 1 日～3 月 31 日・・・走錨海難防止対策（秋田船川港、酒田港）

そのほかに、雪も溶け春となる頃には、新年度の海難防止活動が展開されます。

羅針盤 編集担当者の四方山話的コラムです。



「マリレよろず屋」 編集担当者からの一言。

・先月号において「東北地方における平成 26 年における船舶海難及び人身事故の発生状況等（速報値）」が発表されたところですが、今年もまた～海難ゼロへの願い～をスローガンに 1 件でも 1 隻でも海難を減らすべく、津々浦々で海難防止活動を実施します。

・・・海難防止活動を開始しました。・・・にも関わらず、この平成 27 年 1 月には、海難が多発しており、ロケットスタートとなってしまいました。12 件も・・・残念です。

- 1 月 1 日 プレジャーボートの燃料欠乏による漂流（原因：燃料欠乏）
- 1 月 3 日 貨物船が定置網に乗揚げ、航行不能（原因：水路調査不十分、操船不適切）
- 1 月 5 日 漁船が行方不明（原因：操船者の転落死亡）
- 1 月 12 日 貨物船が岸壁に衝突（原因：気象海象不注意、操船不適切）
- 1 月 13 日 貨物船が火災（調査中）
- 1 月 14 日 漁船が漂流、浅瀬に乗揚げ（原因：居眠り運航）
- 1 月 14 日 遊漁船が機関故障（原因：クラッチワイヤーの切断、老朽磨耗）
- 1 月 15 日 漁船が漂流、浅瀬に乗揚げ（原因；操船者の転落）
- 1 月 16 日 貨物船が航路標識に衝突（原因：操船不適切）

- 1月19日 漁船が漂流（原因：操船者の転落、行方不明）
- 1月19日 貨物船が定置網に乗揚げ（原因：見張り不十分）
- 1月22日 漁船が漂流（原因：操船者の海中転落、死亡）

過去10年間の海難統計をしてみると、12月・1月が多く、貨物船と漁船の海難が多いのが特徴です。

原因も人為的要因が多く、操船不適切や見張り不十分、操船者の不在（海中転落や死亡）ということで、保持船・避航船の立場が成立しておりません。

遊漁中と言えども、周囲の見張りを怠ることなく、接近する船舶があれば、注意喚起はもちろんですが、自らが避航動作をとることが必要かもしれません。

危険と感じたら躊躇せずに衝突を避けるための協力動作をとってください。

大切な命! 自分で守る

海上保安庁では、大切な命を自分で守るため、そして、一人でも多くの人を救助できるよう、次の3つを基本とする「自己救命策確保」を推進しています。



ライフジャケット
の常時着用



携帯電話などの
連絡手段の
確保



救助要請
は118番

海のもしもは!
118

本紙を印刷物でご覧の方へ

マリレ情報よろず屋をホームページからご覧になる場合は、次のURLから！「マリレよろず屋」で検索してもヒットします！

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/yorozuya/index.htm>

マリレよろず屋

で

検索

